

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立別所小学校
校長名 川村 守 公 印

令和8年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

- （1）「～自己実現に向けて～チャレンジを大切にす学校」を掲げ、自己実現に向けて自分の可能性に果敢に挑戦していける児童の育成をめざす。また、個性や能力を活かす指導の徹底を図り、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童の育成を図る。
- （2）児童一人ひとりの発達の状況を的確に把握し、障害に基づくさまざまな困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、互いに助け合い協力し合う活動を通して、相手を思いやり、集団の中でも自信をもって笑顔で生活できる児童を育てる。

2 教育目標を達成するための基本方針

- （1）巡回指導教員、在籍学級担任、保護者、特別支援コーディネーター、医療諸機関、特別支援教室専門員、スクールカウンセラーと連携し、個別指導計画や学校生活支援シート、面談等を活用しながら組織的に児童の実態把握の機会を設ける。
- （2）児童一人ひとりの障害を考慮し、互いに学び合える指導形態や学習環境を整え、在籍学級での支援や児童の意欲へとつなげる。
- （3）児童一人ひとりについて指導記録を取り、教職員と特別支援教室専門員で情報共有を行う。成果や課題を定期的に把握しながら、指導内容を見直し、改善を図る。
- （4）巡回心理士等専門家の助言を指導に活かし、実践、評価、改善へとつなげる。

3 指導の重点

- （1）自立活動については、児童一人ひとりの困難さや集団の状況を把握した上で、指導の内容を検討し、人間関係の形成や社会適応力等を伸長させる。
- （2）コミュニケーション力向上をめざし、言語表現を実践する時間の確保を図る。児童ができたところを明確に伝え、評価することで児童の達成感や自己肯定感を高める。
- （3）個別学習の指導については、身に付けるべき内容について、さまざまな視点から児童のつまづきの原因を見極め、それを補うために障害の特性に応じた指導を行う。

4 その他の配慮事項

- （1）個別の指導時間や内容を確実に指導するよう、巡回指導教員と在籍学級担任で連携していく。
- （2）児童一人ひとりの実態に応じて、1単位時間の内容を工夫し、1つの課題に対する指導時間を短くするなど、柔軟に対応していくことで、集中力が持続できるような指導の充実を図る。
- （3）校内委員会を活用し巡回指導教員、特別支援コーディネーター、在籍学級担任、保護者との連携を図る。さまざまな視点から児童の実態を把握し、適切な指導につなげる。
- （4）臨床発達心理士や専門機関、地域の図書館等を活用し、児童の実態に応じた指導を図る。
- （5）障害者理解教育を推進し、通常学級児童の特別支援教室への理解を深める。